

令和6年1月から 産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後期間の保険税を軽減する制度が創設されました。



○ 対象となる人

出産する予定または出産した被保険者

○ 軽減内容

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から、翌々月の計4か月間の所得割保険税及び均等割保険税
- 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の所得割保険税及び均等割保険税

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。

- 軽減対象期間 [色のついた部分が軽減期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎の方				出産予定日 (出産日)			4か月間
多胎の方							6か月間

※令和5年11月に出産する人から対象（軽減は令和6年1月分の保険税から適用）

○ 届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳など出産予定日や単胎妊娠又は多胎妊娠の別が確認できるもの
- ③ 世帯主及び出産する方のマイナンバーの確認できる書類及び本人確認書類と国民健康保険証

よくあるご質問

Q1 届出はいつできますか？

A1 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後でも届出ができます。

Q2 令和5年12月に出産しました。何月分の保険税が軽減の対象となりますか？

A2 制度の施行が令和6年1月からですので、12月に出産した場合は、令和6年1月分と2月分の保険税が軽減されます。

Q3 すでに保険税を納めていますが、産前産後期間の保険税は戻ってきますか？

A3 納めていただいた保険税から、軽減対象分を還付（返金）します。

Q4 産前産後期間中に転出をしたら保険税の軽減はどうなりますか？

A4 対象期間が令和6年4月～7月までで、令和6年7月15日に転出した場合、令和6年4月から6月の3か月分が転出前の市町村で減額され、令和6年7月の1か月分が転出後の市町村で減額されます。

お問い合わせ

矢掛町役場 税務課 住民税係
電話 0866-82-1030